

公園通法律事務所 自治体債権管理・回収 メールマガジン

2016年1月16日発行

発行（弁）公園通法律事務所 自治体債権グループ

代表弁護士 瀧 康 暢

ご無沙汰しています。諸事、雑務に追われ、本メールマガジンは、10カ月以上のブランクがありました。

当事務所の自治体債権管理・回収メールマガジンの購読ありがとうございます。

本メールマガジンは、自治体債権の管理・回収に関して、①当事務所が提供できる自治体との連携業務の案内、②生活再建型滞納整理の具体的取組・成果の紹介、③自治体職員の皆様から寄せられた質問と回答、④研修日程等の情報を発信します。不定期発行ですが、月1回の発行を目標としています。

(かなりの長文ですので、お手すきの時にお読みください。)

---

今号の目次

- 【1】連携業務案内
- 【2】生活再建型滞納整理の取組事例 (略)
- 【3】QA [税]
- 【4】QA [税外] (今号はお休み)
- 【5】お知らせ
  - ・無料マニュアル配布のお知らせ
  - ・今後の研修会
  - ・出版物

=====

【1】当事務所の自治債権回収体支援業務のご案内

◆膠着した債権の回収もしくは債権放棄を2年以内をしたい

- ・5年、10年と溜めた住宅の使用料。保証人に請求したことがないような案件。
- 生活福祉貸付金、奨学資金貸付金等、最後の返済から5年以上経過し、消滅時効の管理さえ充分できていない案件。
- 生活保護費返還金、児童扶養手当等の返還金で、5年近く支払いがない案件。

こうした案件は、いったいどこから手をつけたらよいかさえも分からず、担当職員は、記録を前に呆然としているというのが実態ではないでしょうか。

【解決方法】

当事務所の弁護士が、徴収アドバイザーとして、技術的助言を行います。

2～3か月に一度、自治体を訪問し、整理回収対象債権の選別、次の打ち合わせに行くことなどを、アドバイスし、疑問が生じたときあるいは困難に突き当たった時は、速やかに対応できるように側面支援します。

定期的に弁護士が訪問するので、やらずに放置できず、債権管理・回収業務が、遅々としながらも確実に進捗してゆきます。

詳しくは→ <http://park-lo.com/jichitai/06.html>

=====

## 【2】生活再建型滞納整理取組事例

〔債務整理・過払金の回収による滞納の解消〕

繰越滞納者や自治体債権の重複滞納者の多くは、消費者金融、クレジット会社への返済で苦しんでいます。

「借金があるから、払えない」と聞いたら、借金の整理圧縮や過払金の回収を滞納者本人任せにするのではなく、徴収の側から借金問題を解決する提案をして、滞納を解消することが、担税力の回復、生活再建にとって重要です。

以下の事案は、滞納者の借金の整理、過払金の回収に成功した事例です。

事例は、事実に基づくものですが、個人情報、税務情報に配慮し、デフォルメしてあります。

### ----- 【 事 例 】 -----

(個人情報保護の観点から、当面、ホームページでの紹介は控えさせていただきます)

### 【3】税債権QA

#### ◆質問の背景

この1、2年の間に、県の強い指導のもと市町村では特別徴収義務者の一斉指定が始まっています（俗に「強制特徴」と呼ばれるそうです）。

今後、この強制特徴が、一般化、普遍化するにしたいが、これに伴う実務上の問題点が次々と出てきそうです。

#### ◆事案の概要

給与の特別徴収で、A社から特別徴収で納入された市県民税に過誤納金が10万円発生しました。A社は、固定資産税に30万円、法人市民税に20万円の滞納があります。

#### ◆質問事項

##### Q1.

給与特別徴収の場合、従業員からの預り金としての性質もあることから、他の納税義務者の滞納に充当してよいのか疑問です。しかし、地方税法第17条の2に基づき充当している自治体もあるようです。過誤納金は、還付すべきか、A社の滞納税に充当すべきか教えてください。

##### Q2.

A社の滞納税に充当すべきということならば、逆にA社の固定資産税で過誤納金が発生して、給与特別徴収に滞納がある場合は、現年分なら還付せずに給与特別徴収に充当することが可能でしょうか。

#### ◆回答

##### A1.

#### 【結論】

特別徴収の方法によりA社より過誤納付された市県民税がある場合は、還付金を、同社の滞納固定資産税又は滞納法人市県民税に充当しなければなりません。

#### 【理由】

##### 1 条文の規定

地方税法（以下「法」といいます。）17条の2は、「地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなった地方団体の徴収金…があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。」と規定しています。

本条は、過誤納金の還付を受けるべき者に未納の地方団体の徴収金がある場合においては、納税手続と還付手続の簡素化を図るため、その過誤納金を還付することなく未納の地方団体の徴収金に充当しなければならないとしたものです。

したがって、本件充当の可否を検討するに際しては、同条の「還付を受けるべき者」が誰であるかが、が問題となります。

## 2 還付を受けるべき者とは

まず、還付を受けるべき者とは特別徴収義務者である、とする特別徴収義務者説があります。この見解は、地方団体と租税法律関係を持つのは、特別徴収義務者であって、本来の納税義務者ではないことを理由としています。一方、還付を受けるべき者とは本来の納税義務者（給与所得者）である、とする納税義務者説があります。この見解は、特別徴収義務者が申告納入する地方団体の徴収金は、本来の納税義務者からの預か金にすぎない以上、納入については特別徴収義務者を介するとしても、還付については直接本来の納税義務者に戻すべきことを理由としています。

このように両説考えられますが、「逐条問答 地方税法総則入門（地方税法総則研究会編）ぎょうせい」339頁以下では、特別徴収制度の下においては、地方団体と納税義務者とはいかなる場合においても直接の関係をもつことはないこと、直接納税義務者に還付するとしても、誰がその納税義務者であるか、地方団体は覚知し得ないことから、前者、すなわち、特別徴収義務者説を採用せざるを得ないと結論づけています（この点、住民税のみ後者を採用する論者もいますが、統一的に解するべきとの反論があります）。

以上より、特別徴収義務者説を採用することが妥当です。

## 3 本件について

同説を前提に本件を検討すると、A社が特別徴収により納入した市県民税の過誤納金について、「還付を受けるべき者」とは、A社自身ということになります。他方、A社は、固定資産税30万円と法人市県民税20万円を滞納しており、「納付し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金…があ」りますので、市としては、「過誤納金その地方団体の徴収金に充当しなければな」りません。

よって、特別徴収の方法により、A社より過誤納付された市県民税がある場合は、還付金を、同社の滞納固定資産税又は滞納法人市県民税に充当しなければなりません。

## 4 補足－充当の順位について

充当の順位については、原則として、まず本税、次いで附帯金とすることとされています（法14の5第1項）、本税が2つあり、かつ、一つの本税又はいずれにも附帯金があるときは、まず1つの本税に充当し、次いで当該本税の延滞金に充当し、以下これにならう方法によることも差し支えないものとされています（逐条問答 地方税法総則入門350頁）。

また、本税額が二つ以上あるときの充当は、民法488条から490条までに定めるところに準じ、概ね次のように行うことが適当とされています。

- ① 納税者等の指定があるときには、その指定された税額に充当する。
- ② ①の指定がないときは、納税者等の利益の多いものから順次充当する。
- ③ ①の指定がない場合で納税者等の利益が同じ時は、最初に納付納入すべきこととなったものから順次充当する。

なお、充当は、過誤納金と地方団体の徴収金の双方が充当に適する状態（充当適状）となった時点にさかのぼって効力を生ずるとされており、充当適状とは、納付又は納入

をすべき地方団体の徴収金の法定納期限と、過誤納金が生じたときのいずれか遅いときとされています（法 17 条の 2 第 4 項、法施行令 6 の 14）。

よって、固定資産税または法人市民税の法定納期限と、過誤納金が生じたときのいずれか遅い時点にさかのぼって、充当の効果（徴収金の消滅）が生じます。

## A 2.

### 【結論】

固定資産税の過誤納金は、現年分に限らず、還付せずに、特別徴収の滞納金に充当しなければなりません。

### 【理由】

固定資産税の過誤納付金の「還付をうけるべき者」がA社であり、特別徴収義務者もA社である以上（法 321 条の 4）、本件でも、法 17 条の 2 に基づき、固定資産税の過誤納金を特別徴収金に充当しなければなりません。

充当適状が、納付又は納入をすべき地方団体の徴収金の法定納期限と、過誤納金が生じたときのいずれか遅いときとされていることは既に述べたとおりですが、仮に、過誤納金が発生し、その後に徴収金の法定納期限が経過した場合には（法 17 条より、過誤納金は遅滞なく返金しなければならないとされているため、「遅滞なく、還付手続を進めている間に、徴収金の法定納期限が経過した場合」ということとなります）、徴収金の法定納期限経過時点で、充当適状が生じることとなります。

この場合、充当の用に供されるのは、発生している過誤納金全額（徴収金の法定納期限経過（滞納）以前に還付されているものを除くすべて）です。そうでなければ、納税手続と還付手続の簡素化を図るという法 17 条の 2 の趣旨に反するからです。

したがって、固定資産税の過誤納金は、現年度分に限らず、特別徴収金に充当し、その結果、過誤納金に残額が生じれば、残額をA社に還付することとなります。

=====



【4】 税外債権QA（今号はお休み）

=====

## 【5】お知らせ

### ◆無料マニュアルのご提供

〔ご提供の条件〕

①自治体職員の方のみの配布とさせていただきます。

②転送は、ご遠慮ください。配布先を把握して、内容の訂正、バージョンアップの時に、連絡を確実にするためです。

③本メルマガの1年間の配信の同意。

マニュアルの送付をご希望の方は、[saiken@park-lo.com](mailto:saiken@park-lo.com) まで、下記のうち必要なマニュアルを記入の上、メール送信してください。

### ■「滞納処分による給与債権差押後の取立訴訟（支払督促）」マニュアル

近時、給与調査に協力しなかったり、給与差押後取立に応じない事業主が激増しています。滞納処分による差押後の強制手段は民事訴訟手続（取立訴訟）によることが必要です。

本マニュアルは、給与調査後の調査回答拒否、給与差押え、訴えの提起につき議会承認もしくは首長専決、取立訴訟提訴（支払督促申立）までの解説と、訴訟移行告知書、訴状、支払督促申立書など必要書類を網羅したマニュアルです。

### ■「生活再建型滞納整理－手順と掘り起こしの会話例から弁護士誘導まで」マニュアル

近時、滞納処分強化による収納率の向上に行き詰まり感がでています。

預金の差押えも数千～数万円弱程度。場合によっては、時効を止めるための差押となっている状況が散見されます。収納率維持のため担当者一人年間200件以上の差押えを続けるには限界があります。

一方、繰越滞納者の半数以上が消費者金融から借入をしています。そこで滞納者の借金を整理圧縮して担税力の回復と生活再建を図り、さらには過払金を回収して、滞納税の支払いに充てる取組みが重要度をましています。

今現在も、人口10万人ほどの自治体で、年間40名ほどの滞納者を債務整理に誘導して、年間合計1500万円以上の繰越滞納税の収納を実現し、その額は預金差押えと同額もしくは預金差押え額を超えている自治体が複数あります。

本マニュアルは、債務状況聴取の会話例、聴き取りチェックシート、弁護士事務所への誘導方法を記載したもので、そのまま読み上げるだけで納税相談で活用できるよう工夫されています。

----- [質問・感想の募集] -----

当事務所の連携業務、取組事例、Q&Aについて、質問、感想などありましたら、お寄せください。

本メールに対して、「送信者へ返信」もしくは、[saiken@park-lo.com](mailto:saiken@park-lo.com) で本メルマガの編集責任者に届きます。

可能な限り、回答をさせていただきますが、ご返事ができない場合もありますのでご了承ください。

=====

◆研修会・講演会の予定

2016年

1月28日 宮城県登米市

平成27年債権管理担当職員研修会（宮城県内自治体職員対象）

2月2日 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）

上下水道の経営管理－収入確保の方策と滞納整理

2月5日 浜松市

債権管理・回収の実務研修（庁内研修）

2月9日 愛知県総務部総務課行政経営企画グループ

自治体債権の適正管理・回収、債権回収の民間委託の効果的な方策

2月24日 横須賀市納税課

相続による納税義務の承継と相続後の納税義務者（横須賀市、三浦市職員対象）

4月22日 愛知県小牧市収納対策室

債権管理・回収研修会（庁内研修）

6月3日 滋賀県市町村職員研修センター（予定）

「税、税外債権徴収担当職員研修・基礎編」

6月9、10日 岡山県市町村振興協会研修センター

市町村職員研修会「私債権回収事務研修」

6月15、16日 滋賀県市町村職員研修センター（予定）

「私債権等徴収事務担当職員研修・応用編」

7月20、21日 愛知県市町村振興協会研修センター

8月22日 彩の国さいたま人づくり広域連合（予定）

「私債権（使用料等）徴収事務」研修

=====

